

○栃木市開発登録簿閲覧規則

平成22年3月29日

規則第175号

改正 平成23年9月12日規則第26号

平成25年3月1日規則第8号

平成26年3月28日規則第47号

平成27年3月20日規則第13号

平成28年3月28日規則第23号

令和3年3月26日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）

第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧及びその写しの交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 省令第38条第1項の規定により、開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を都市建設部都市計画課に置く。

(登録簿の閲覧時間)

第3条 閲覧所における登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧所の休日)

第4条 閲覧所の休日は、栃木市の休日を定める条例（平成22年栃木市条例第2号）第1条に規定する市の休日とする。

(閲覧所の臨時休日等)

第5条 市長は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を伸縮するものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧の手続等)

第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿の閲覧申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 登録簿の閲覧は、無料とする。

(登録簿の写しの交付申請)

第7条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書（別記様式第2号）により市長に申請しなければならない。

(閲覧上の注意)

第8条 閲覧者は、登録簿を所定の場所で閲覧しなければならない。

2 閲覧者は、閲覧に際して、係員の指示に従わなければならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月29日から施行する。

(西方町の編入に伴う経過措置)

2 西方町の編入の日の前日までに、編入前の西方町の区域に係る登録簿の閲覧又は写しの交付に関し栃木県開発登録簿閲覧規則（昭和45年栃木県規則第67号。以下「栃木県規則」という。）の規定により申請の手続がなされているものについては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

3 岩舟町の編入の日の前日までに、編入前の岩舟町の区域に係る登録簿の閲覧又は写しの交付に関し栃木県規則の規定により申請の手続がなされているものについては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第26号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第47号）

この規則は、平成26年4月5日から施行する。

附 則（平成27年規則第13号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第23号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第13号）抄

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第6条関係)

開発登録簿の閲覧申請書

		年 月 日	
(あて先)栃木市長		住 所 申請者 氏 名	
次のとおり開発登録簿を閲覧したいので申請します。			
1 開発許可を受けた者の氏名 又は名称			
2 開発区域の地名、地番		栃木市	
3 閲 覧 理 由			
※受付処理欄	整理番号		返納確認印

備考 ※印の欄は、記載しないでください。

別記様式第2号(第7条関係)

開発登録簿の写し交付申請書

		年 月 日	
(あて先)栃木市長		住 所 申請者 氏 名	
都市計画法第47条第5項の規定に基づき、次のとおり開発登録簿の写しの交付を受けたいので申請します。			
1 開発許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
2 開発許可を受けた者の氏名又は名称			
3 開発区域の地名、地番		栃木市	
4 申請の理由			
5 交付申請枚数		調書 枚、土地利用計画図 枚	
※受付処理欄	整理番号		手数料

備考 ※印の欄は、記載しないでください。